

(喫煙の中止等の求め)

第14条 施設管理者は、その管理する喫煙禁止区域において現に喫煙を行っている者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該喫煙禁止区域から退出するよう求めなければならない。

【趣旨】

本条の規定は、第8条に規定する喫煙禁止区域における喫煙禁止の規制を実効のあるものとするため、施設管理者に対して喫煙を中止させ、又は喫煙者に退出を求めなければならない義務を課すものである。

【解説】

本条は、施設管理者に対して、喫煙禁止区域内における喫煙を制止する義務を課すものであるが、このように、施設等を管理する者に対して、喫煙行為を制止する義務を課し又は権限を付与している法令としては、次のものがある。

- ① 鉄道営業法（明治33年3月16日法律第65号）第34条では、「制止ヲ肯セスシテ」「鉄道地内吸煙禁止ノ場所及(ビ)吸煙禁止ノ車内ニ於(イ)テ吸煙シタルトキハ」「十円以下ノ科料ニ処ス」旨を規定し、鉄道係員が喫煙行為を制止する義務を負い、又は権限を有することを前提としている。
- ② 軌道運輸規程（大正12年12月29日鉄道省令第4号）第19条では、「軌道係員ノ制止ニ反シ」「喫煙禁止ノ車内ニ於(イ)テ喫煙」「ヲ為シタル者ハ三十円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス」旨を規定している。
- ③ 航空法（昭和27年7月15日法律第231号）第73条の4第5項では、機長は、便所において喫煙行為をした者に対して、その行為を反復・継続してはならない旨の命令をすることができる旨を規定している。

このように、現行法令においても、施設等を管理する者（その係員）が、喫煙行為を制止することができる旨を定めているところ、本条例においても、喫煙行為を誰も制止しないままに放置し、その行為が継続・反復されれば、たばこの煙が施設内に充満してしまうことになるので、本条例の受動喫煙の防止という目的を達成するためには、公共的施設の管理権を有する者（すなわち施設管理者）に対して喫煙中止を求める義務（喫煙制止義務）を課すことが、最も適当である。

なお、本条による喫煙制止の義務は、あくまで施設管理者の有する管理権限の範囲内でなし得る行為を義務付けるもので、権力的行為を授権するものではないので、施設管理者に対し、強制的にたばこの火を消すことや、物理的な力を行使して喫煙者を喫煙禁止区域から退出させることまでを求めるものではないが、喫煙行為を漫然と放置し、あるいは見過ごすようなことがあれば、その施設管理者は本条の義務を果たしていることにはならない。